



「意見提出用紙」に必要事項を記入のうえ、次の方法により提出してください。

磐田市交流センター条例（案）閲覧場所の窓口に提出  
磐田市交流センター条例（案）を公表している次の公共施設の職員  
にお渡しください。

- ・市民活動推進課（市役所西庁舎1階）
- ・自治振興課（市役所本庁舎2階）
- ・市政情報コーナー（市役所本庁舎2階）
- ・福田支所・竜洋支所・豊田支所・豊岡支所の市民生活課
- ・市立公民館
- ・コミュニティセンター
- ・豊田農村環境改善センター
- ・ふれあい会館

上記の公共施設のほか、磐田市ホームページでも条例（案）を公表しています。

郵送により提出

郵送先 〒438 - 8650 磐田市国府台3番地1  
磐田市役所市民活動推進課

FAXにより提出

FAX送信先 0538 - 37 - 5034

Eメールにより提出

Eメール送信先 shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp

意見の提出期限は、9月19日（金）必着とします。

意見募集結果については、内容ごとに整理・分類し、市の考えと共にホームページなどで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

磐田市市民活動推進課生涯学習推進グループ

TEL 0538 - 37 - 4886

FAX 0538 - 37 - 5034

Eメール shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp